

ちょっと

Q&A

組合税務相談室

教えて



税理士 山本 善通 氏

Question

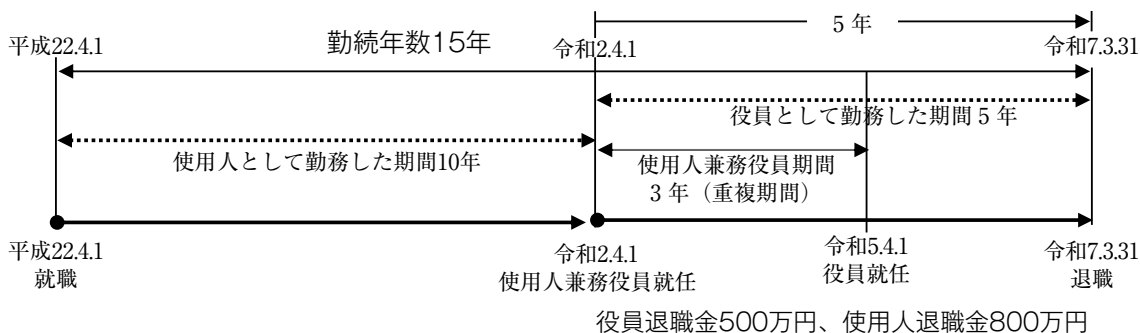
退職手当(源泉徴収)

当組合の事務局長は令和7年の3月をもって退職する予定です。勤務の形態は、使用人として10年間勤務し、その後、使用人兼務役員に就任して3年間勤務、その後、使用人の地位を喪失し、2年間は役員専任として勤務しています。使用人退職金は800万円(使用人兼務役員期間の使用人部分を含む)と、役員退職金(使用人兼務役員期間の役員部分を含む)は500万円の予定です。この場合の源泉徴収の計算方法について教えてください。

Answer

【概要】

貴組合の事務局長の勤続年数の区分期間は下図の通りとなります。



〈ポイント〉

- 役員として勤務した期間は令和2.4.1から令和7.3.31までの5年間であるため、役員等勤続年数は5年以下となります。したがって、この期間に対応する役員退職金(500万円)は特定役員退職手当等に該当します。
- 令和2.4.1に使用人兼務役員に就任しましたが、令和5.3.31に使用人としての地位を喪失し、令和5.4.1から専任の役員となっていますので、特定役員等勤続期間(令和2.4.1～令和7.3.31)と一般勤続期間(平成22.4.1～令和5.3.31)とが重複している期間は、使用人兼務役員期間であった令和2.4.1から令和5.3.31までの期間となり、重複勤続年数は3年となります。
- 使用人退職金(800万円)は一般退職手当等です。

〈源泉徴収税額の計算〉

- 勤続年数15年(うち役員等勤続年数は、使用人兼務役員の期間3年と役員専任の期間2年の合計5年:特定役員退職手当等に該当)
- 退職所得控除額: 40万円×15年=600万円
- 特定役員退職所得控除額

特定役員等 勤続年数	重複勤続 年数	重複勤続 年数
---------------	------------	------------

$$40万円 \times (5年 - 3年) + 20万円 \times 3年 = 140万円$$
- 退職所得金額

$$(500万円 - 140万円) + [800万円 - (600万円 - 140万円)] \times 1/2 = 530万円$$
 退職所得金額は530万円になります。
- 源泉徴収税額の計算について

$$(5,300,000円 \times 20\% - 427,500円) \times 102.1\% = 645,782円$$

【留意点】

- ① 特定役員退職手当の支払いを受ける場合(役員等勤続年数が5年以下である人)は、退職所得について1/2の控除が受けられませんので留意してください。
- ② 「退職所得の受給に関する申告書」の提出が要件となっています。この提出がない場合は、支払いを受ける金額の20.42%に相当する金額が源泉徴収税額になります。